

2015年度 明治大学法科大学院【Ⅱ期】論文試験問題

【小論文】

熊本水俣病(注)に関する別添の資料を読んで、以下の設問1～2に答えよ。
なお、解答は、解答用紙の所定の枠内に収まるように記述せよ。

設問1 原因不明の奇病が発生した前後の時期(昭和28年12月～昭和36年12月)の対応について、別添の簡略年表から事実関係を整理して評価しなさい。

- ① チッソの対応はどうであったか。
- ② 地元自治体の対応はどうであったか。

設問2 熊本水俣病に代表される公害の教訓から学んで、①企業の公害防止対策は、どうあるべきか、②行政の公害防止対策はどうあるべきか、あなたの考えを記しなさい。

(注) 熊本水俣病：四大公害病の一つ。昭和31年5月、原因不明の激しい脳症状を訴える5才の女兒がチッソ水俣工場附属病院に入院し、同病院長により水俣保健所に脳症状を呈する患者発生が報告された。これが水俣病公式確認とされる。熊本水俣病の原因に関しては、昭和43年9月、政府統一見解が発表され、それによると、水俣湾産の魚介類を継続して多食したことによって起こった中枢神経系疾患であり、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造工程中で副次的に生成されたメチル水銀化合物が原因物質であること、などが明らかにされた。現在、熊本水俣病に係る制度的な救済対象者は、4万3千余人に上る。

別添資料

水俣病簡略年表（出典：橋本道夫編集「水俣病の悲劇を繰り返さないために－水俣病の経験から学ぶもの」、中央法規、2000年、なお、出題のため修正を加えています。）

年号	西暦	月	事項
明治 41	1908	8	水俣に日本窒素肥料株式会社発足（昭和 25 年に新日本窒素肥料株式会社、昭和 40 年にチッソ株式会社に社名変更以下、「チッソ」という）
大正 15	1926	4	チッソ、工場排水による漁業被害に対する見舞金として、水俣町漁業協同組合に対し、1500 円を支払う
昭和 7	1932	3	チッソ水俣工場で、アセトアルデヒドの生産開始
昭和 18	1943	1	チッソ、水俣工場から生ずる排水、諸残渣等を水俣漁協が漁業権を有していた海面等に放流することに伴い、漁業権を放棄、その対価として補償金 15 万 2500 円を水俣漁協に支払う
昭和 19	1944		水俣湾付近（月浦）でカキの腐死が目立ち始め、湾内に拡大
昭和 26	1951		チッソ、水俣漁協に対し、「事業より生ずる害悪ある場合においても、一切異議を申さぬこと」を条件とし、補償に代えて無利息で 50 万を貸付
昭和 27	1952	7 8	水俣漁協組合長、水俣湾の生け簀の魚が死んだり、漁獲が減少しているとして県水産課に対し実情調査を要望 三好礼治県水産係長が現地に赴き、チッソの「工場排水処理状況」を添付した報告書（復命書）で、酢酸工程の原材料として「水銀」と明記し、「排水に対して必要によっては分析し成分を明確にしておくことが望ましい」と指摘したが、これにより県は排水調査をすることはなかった
昭和 28	1953	12	この頃より、水俣湾周辺一帯で「ネコ踊り病」によりネコ多数死亡
昭和 29	1954	6	水俣湾沿いの漁村（茂道）で、ネコが狂い死にして、ほとんど全滅
		7	チッソ、水俣漁協に対し、水俣工場からカーバイド残渣や排水を、水俣漁協が漁業権を有する海面に流出することに対する補償として、年額 50 万円を支払うことを約する 逆に水俣漁協は、チッソに対し、今後被害補償その他いかなる要求も一切行わないことを約し、漁業権を有する八幡海面の埋め立てを承認
昭和 31	1956	5	チッソ附属病院、水俣保健所に原因不明の奇病患者 4 名発生を報告（水俣病公式発見といわれる） 水俣保健所、熊本県に奇病発生状況を報告、水俣市奇病対策委員会（委員長：細川一チッソ附属病院長：保健所、医師会、市立病院、チッソ附属病院、市衛生課）発足
		7	熊本県、水俣病の原因究明の調査研究を熊本大学長に正式に依頼
		8	熊本県、厚生省に対し、水俣市に原因不明の脳炎様疾患が多発していると報告 熊本大学医学部、「水俣奇病医学研究班」を組織（以下「熊本大学医学部研究班」という）
		11	熊本大学医学部研究班、第 1 回報告会、魚介類経由の重金属中毒を疑う 厚生省、厚生科学研究班を組織し、水俣市の現地を訪れ、疫学調査を行う 水俣保健所の伊藤蓮雄所長らにより、水俣湾産魚介類の摂食及び漁獲の自粛を指導
		12	奇病対策委員会、奇病患者の実態調査をした結果、合計 54 名に上る患者が発症し、そのうち 17 名が既に死亡していることが判明
昭和 32	1957	1	水俣市漁協、チッソに対し有毒汚悪水の放流中止を申し入れ 厚生省、熊本大学医学部研究班、熊本県、チッソ附属病院等の研究者による合同研究会が開かれ、「奇病はある種の重金属の中毒であり、その中毒の媒介には魚介類が関係あるものと思われる」と結論
		3	水俣保健所伊藤所長、ネコに水俣湾産の魚介類を与えて飼育し発症させる実験を開始（7 匹中 5 匹が発症し、その症状は自然発症のネコと同一であることを確認） 厚生科学研究班、「熊本県水俣地方に発生した奇病について」と題する報告書作成、原因についてはある種の化学物質ないし重金属と推定
		5	チッソ、水俣奇病の研究組織結成

			チッソ附属病院、ネコ実験開始
		7	熊本県、食品衛生法による水俣湾産魚介類の販売禁止の方針を固める
		8	水俣病患者家庭互助会結成 水俣漁協、組合員に対し地先漁業の自粛を通告 熊本県、厚生省に水俣湾産魚介類の販売禁止措置について、食品衛生法適用の可否につき照会
		9	厚生省、熊本県の照会に対し「適用できない」と回答、県、漁獲・販売の自粛指導
		11	厚生科学研究班、研究報告会で、本症は水俣湾内で汚染を受けた魚介類の多量摂取によって発症する中毒性疾患で、その原因物質としてセレン・マンガン・タリウムが疑われる旨発表
昭和 33	1958	6	厚生省環境衛生部長、参院社会労働委員会において、水俣病の原因物質がセレン・タリウム・マンガンのいずれか、あるいはその複合によることが今のところ分かっており、これらは水俣湾に接する化学工場において生産されたものであると答弁
		7	厚生省公衆衛生局長、チッソ水俣工場の廃棄物が水俣湾泥土を汚染し、魚介類が廃棄物の化学毒物で有毒化、これの大量摂食によって発症したものと推定 チッソ、「水俣奇病に対する当社の見解」として、排水中のセレン、マンガン、タリウムは基準以下、ネコ実験では3物質が原因と断定できないと反論
		8	水俣湾沿いの漁村（茂道）で新たな患者発生 県経済部長、水俣湾海域で漁業をしないよう県漁連等へ指導通達
		9	チッソ、アセトアルデヒド工場排水の排出先を変更（水俣湾につながる百間港（排出口）への放流から、工場内の八幡プールを経て八代海につながる水俣川河口に放流するよう密かに変更）
		12	本州製紙江戸川工場排水事件を契機に、公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律制定（昭和 34 年 3 月施行：経済企画庁所管）
昭和 34	1959	1	厚生省、食品衛生調査会に「水俣食中毒特別部会」を設置
		3	熊本大学医学部研究班、有機水銀中毒が水俣病に極めて似ていると報告 水俣川周辺地区（浜八幡）で1名が水俣病と診断される（以後、水俣湾河口付近で発症者相次ぐ）
		7	チッソ附属病院院長細川、アセトアルデヒド設備廃水をネコに直接投与する実験開始（猫 400 号、10 月に発症） 熊本大学医学部研究班、「有機水銀」説発表
		8	水俣漁協、チッソ水俣工場と交渉を開始し、漁業補償 1 億円、ヘドロの完全除去、浄化装置の設置を要求、工場側の回答に漁民が怒り、交渉会場に乱入、その後、斡旋委員会の斡旋により漁業補償替わりとして合計 3500 万を支払うなどの内容で妥結 チッソ、有機水銀説を批判し、県議会に提出（「所謂有機水銀説に対する工場の見解」）
		9	日本化学工業協会（以下「日化協」）の大島理事、旧海軍の爆薬説を発表、チッソ、爆薬説を宣伝 チッソ、「有機水銀説の納得し得ない点（要約）」を発表
		10	水俣食中毒特別部会、水俣病の原因物質としては水銀が最も重要視されると報告 県漁連主催漁民総決起大会が開催されるが、チッソの交渉拒否に漁民が怒り、工場に押しかけ投石騒動、警察官出動 通産省、チッソに対し、八幡プールへの排水を即時中止し排水路を元に戻すよう通達、排水浄化装置の年内完成を指導 細川医師、猫 400 号の発症を工場技術部幹部に報告、相談の上で公表を控える
		11	衆議院調査団の現地調査、チッソ、「水俣病原因物質としての『有機水銀説』に対する見解」を配布、猫 400 号の発症には触れず 県漁連、不知火海沿岸漁民総決起大会主催、工場側に操業中止の申出、拒否されたため、漁民が工場に乱入し、警官隊と衝突し多数の負傷者が出る事態となる 通産省、全国のアセトアルデヒド、塩化ビニール製造関係各社に対し、工場排水の水質調査報告を依頼 東工大清浦雷作教授、「水俣湾内外の水質汚濁に関する研究（要旨）」と題する報告書で「工場廃水が水俣奇病の原因であると断定することは妥当ではない」と報告 食品衛生調査会、「水俣病の原因は魚介類中のある種の有機水銀化合物による」と厚生大臣に答申し、特別部会は翌日解散 政府、水俣病総合調査の窓口を厚生省から経済企画庁に移管決定

			水俣病患者家庭互助会、チッソ水俣工場に補償を要求し、工場前に座り込みを行う チッソと不知火海沿岸漁協は知事らの漁業補償斡旋案を受諾 細川医師、工場側から社内の新たな研究は一切中止とされ、ネコ実験継続も禁止
		12	チッソ水俣工場、サイクレーター（排水浄化設備）を設置（水銀除去機能なし）、排水は安全との宣伝 チッソと水俣病患者家庭互助会は、これ以上の補償要求は行わないことと引き換えに、いわゆる見舞金契約を締結
昭和 35	1960	1	経企庁、「水俣病総合調査研究連絡協議会」（厚生、通産、経企、水産）設置 日化協、田宮日本医学会会長を長とする「田宮委員会」を組織し、水俣病の原因に関する検討開始 第2回水俣病総合調査研究連絡協議会（経企庁主管）で、清浦雷作教授「アミン中毒説」を発表、熊大研究班は反論を発表 チッソ水俣工場、アセトアルデヒド製造工程の排水を八幡排泥プールに放流
		10	熊本県衛生研究所、不知火海沿岸住民を対象に毛髪水銀量調査を開始（3年間継続）、その結果を年報に報告し、濃度別分布や平均値を公表
昭和 36	1961	7	チッソ水俣工場、精ドレン中にアルキル水銀化合物を確認（公表せず）
		8	県水俣病患者診査会、解剖の結果、胎児性水俣病を初めて診定、翌年、同じく2人目を診定
		12	チッソ水俣工場、精ドレンからメチル水銀結晶体を抽出（公表せず）
昭和 37	1962	8	熊本大入鹿山且朗教授、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド工程の反応管から採取した水銀スラッジから塩化メチル水銀を抽出と論文発表
		11	県水俣病患者診査会、脳性小児麻痺様患者16人を胎児性水俣病と一括診定
昭和 38	1963	2	熊本大学医学部研究班、「原因物質はメチル水銀化合物であり、その本態はアルキル水銀基にある」との統一見解発表
昭和 39	1964	5	水俣漁協、水俣湾内の漁獲自主規制を全面解除
昭和 40	1965	11	神戸大・喜田村正次教授、アセトアルデヒド合成モデルプラントからのメチル水銀の副生実験に成功
昭和 41	1966	6	チッソ水俣工場、アセトアルデヒド工場排水を系内循環方式に改良
昭和 42	1967		瀬辺恵鑑教授、喜多村教授らはアセトアルデヒド製造工程で無機水銀からメチル水銀化合物が副次的に生産される反応メカニズムを確認 入鹿山教授らは、水俣工場のアセトアルデヒド製造工程の精溜塔廃液等からメチル水銀化合物を抽出
昭和 43	1968	5	チッソ水俣工場、アセチレン法アセトアルデヒド製造を止める
		9	政府、熊本水俣病の原因はチッソ水俣工場の排水中のメチル水銀化合物であることを政府統一見解として発表
昭和 44	1969	2	経企庁、水俣湾を水質保全法に基づく指定水域に指定し、排水規制を開始

※別添資料として、「水俣工場排水経路全体図（1947年以降）」、「不知火海と水俣の概要図」を筆記試験時に配付しました。

出典：西村肇・岡本達明著『水俣病の科学』（日本評論社、2001年）85頁及び109頁